

# 鳥獣被害防止総合対策事業補助金交付事務取扱要領

制定 平成22年5月27日付け食政第229号農政部長通知  
最終改正 令和8年4月16日付け食政第1573-5号  
農政部長の安全・みどりの農業推進監通知

## 第1 趣旨

鳥獣被害防止総合対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成20年3月31日付け19第9425号農林水産省生産局長通知。以下「事業費等の取扱い」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## 第2 事業の内容

### 1 事業の内容

#### (1) 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）

実施要領（別記1）鳥獣被害防止総合支援事業の別表1の1. 整備事業に規定された事業を対象とする。

#### (2) 鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）

実施要領（別記1）鳥獣被害防止総合支援事業の別表1の2. 推進事業に規定された事業を対象とする。

#### (3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

実施要領（別記4）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に規定された事業を対象とする。

#### (4) シカ・クマ特別対策等事業

実施要領（別記5）シカ・クマ特別対策等事業に規定された次の事業を対象とする。

ア シカ特別対策

イ クマ特別対策

#### (5) スマート捕獲等普及加速化事業

実施要領（別記6）スマート捕獲等普及加速化事業に規定された事業を対象とする。

### 2 補助の対象

1の事業を実施するのに要する経費（以下「補助対象経費」という。）、事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、交付等要綱の別表の「区分・事業種類」ごとに規定されたとおりとする。

## 第3 事業実施計画の承認

1 本事業補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、別記第1号様式及び実施要領に定める事業実施計画を作成するものとし、実施要領に定める被害防止計画及び協議会の組織及

び運営についての規約を添付した上で、総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）の長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、事業実施地区の範囲が2以上の市町村の区域にわたって実施される事業を実施する場合で、単一の総合振興局等の区域内の範囲で実施する事業実施主体は、その事業の区域を管轄する総合振興局等の長（複数の総合振興局等の範囲を超える区域で事業を実施する事業実施主体の場合にあっては、原則として、その事業実施主体が主に事業を行う区域を管轄する市町村が属する総合振興局等の長）に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 1により事業実施計画の提出を受けた総合振興局等の長は、事業実施計画の承認を行う場合は、あらかじめ農政部食の安全・みどりの農業推進監に協議するものとする。

#### 第4 事業実施計画の変更

- 1 事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、次の場合にあっては、第3の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。
  - (1) 第2の1(1)～(5)に掲げる事業ごとの新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更
  - (2) 第2の1(1)～(5)に掲げる事業ごとの補助金の額の増又は3割を超える減（ただし、第2の1(2)(3)に掲げる事業の相互間におけるそれぞれの補助金の額の3割以下の増減を除く）
  - (3) 第2の1(4)のア～イに掲げる事業の相互間におけるそれぞれの補助金の額の増減
  - (4) 上記のほか、総合振興局等の長が必要と認めたとき
- 2 整備事業のうち地域提案の事業内容の変更で上記1に該当しない場合にあっては、総合振興局等の長に報告するものとし、報告を受けた総合振興局等の長は、農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

#### 第5 助成措置

総合振興局等の長は、補助対象経費に充てるため、第3により事業実施計画の承認を受けた事業実施主体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することができるものとする。

#### 第6 補助金の交付申請書類

- 1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、補助金等交付申請書（別記第2号様式）に第3の事業実施計画及び次に掲げる書類を添えて、総合振興局等の長に対し行うものとする。
  - (1) 事業計画書（別記第3号様式）
  - (2) 補助金等交付申請額算出調書（別記第4号様式）
  - (3) 経費の配分調書（別記第5号様式）
  - (4) 事業予算書（別記第6号様式）
  - (5) 資金収支計画書（別記第7号様式）
  - (6) 納税対応状況申出書（別記第8号様式）（補助事業を行う事業実施主体が課税事業者である場合）
- 2 提出期限及び提出先については、別途指示する。

#### 第7 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、補助対象経費に交付等要綱別表に規定された交付率を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。

また、事業ごとの補助金の限度額及び上限単価は、実施要領に規定されたとおりとする。

ただし、事業実施主体は補助金の交付申請を行うに当たって、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請を行うものとする。

なお、申請時において補助対象経費に係る消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

## 第8 補助金の交付の決定等の通知

- 1 総合振興局等の長は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第9号様式に掲げる補助指令書により行うものとする。
- 2 総合振興局等の長は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第11-2号様式により当該補助金の交付の申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 総合振興局等の長は、納税対応状況申出書（別記第8号様式）を提出した事業実施主体が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、補助指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
  - (1) 事業実施主体は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
  - (2) 事業実施主体は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、鳥獣被害防止総合対策事業補助金交付事務取扱要領（平成22年5月27日食政第229号北海道農政部長通知）に定める別記第10号様式により、その金額（実績報告において、3の(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局等の長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合には、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の6月10日までに、同様式により総合振興局等の長に報告しなければなりません。
- 4 前項（2）のまた書の条件に基づき、事業実施主体から報告があった場合は、総合振興局等の長は、当該年の6月20日までに農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。
- 5 総合振興局等の長は、補助金の交付の決定に当たり、補助事業を概算払ができるものと認めた場合又は補助対象事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、補助指令書とともに別記第11-1号様式で事業実施主体にその旨の通知をするものとする。

## 第9 申請の取り下げ

- 1 事業実施主体は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、補助金等交付申請取下書（農政第13号様式）を提出して申請を取り下げることができるものとする。

- 2 総合振興局等の長は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

## 第10 契約等

- 1 地方公共団体以外の事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。
- 2 地方公共団体以外の事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付等要綱別記様式第2号により農林水産省の機関から指名停止等の措置を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

## 第11 事業の変更

- 1 事業実施主体は、第4に定める事業実施計画の変更について承認を受けた場合には、補助事業等変更承認申請書（別記第13号様式）に関係書類を添えて、総合振興局等の長に補助事業の内容の変更について承認の申請を行うものとする。
- 2 総合振興局等の長は、1の変更を承認するときには、別記第14号様式の変更指令書で事業実施主体に通知するものとする。

## 第12 事業の中止又は廃止

- 1 事業実施主体は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときには、補助事業等中止（廃止）承認申請書（別記第15号様式）に関係書類を添えて、総合振興局等の長に承認の申請を行うものとする。
- 2 総合振興局等の長は、1の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第16号様式で補助事業者に通知するものとする。
- 3 総合振興局等の長は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

## 第13 事業の執行の遅延又は不能

- 1 事業実施主体は、補助事業が予定の期限までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、補助事業等執行遅延（不能）報告書（別記第17号様式）に事業遂行状況報告書（別記第18号様式）を添えて、総合振興局等の長に報告し、その指示を受けるものとする。
- 2 総合振興局等の長は、1について事業実施主体に事業遂行を指示するときには、別記第19号様式で行うものとする。
- 3 総合振興局等の長は、2の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときには、協議を要しないものとする。

## 第14 事情変更

- 1 総合振興局等の長は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第8条により次のいずれかの措置をとるものとする。
  - (1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し  
別記第20-1号様式又は別記第20-2号様式で事業実施主体に通知するものとする。
  - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更  
別記第20-3号様式で事業実施主体に通知するものとする。
- 2 総合振興局等の長は、1の(1)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

#### 第15 概算払

- 1 事業実施主体は、概算払の申請をしようとするときには、補助金等概算払申請書（別記第23号様式）に最新の資金収支計画書（別記第7号様式）を添えて、総合振興局等の長に提出するものとする。
- 2 総合振興局等の長は、概算払をすることと決定したときには、別記第22-1号様式で事業実施主体に通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、運用第9条関係2の（4）の規定により資金不足が生じないと認められるときは、別記第22-2号様式により概算払をしない理由を付して事業実施主体に通知するものとする。

#### 第16 事業遂行状況報告

総合振興局等の長は、規則第11条の規定により補助事業の遂行状況報告を必要とするときには、事業遂行状況報告書（別記第18号様式）を事業実施主体に提出させるものとする。

#### 第17 事業の遂行命令

- 1 総合振興局等の長は、事業実施主体が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第23-1号様式で事業実施主体にその遂行を命ずるものとする。
- 2 総合振興局等の長は、事業実施主体が1の命令に従わないときには、別記第23-2号様式で事業実施主体に補助事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 総合振興局等の長は、事業実施主体が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第23-3号様式で事業実施主体に一時停止の解除を命ずるものとする。
- 4 総合振興局等の長は、事業実施主体が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、第14の1(1)に定める様式で事業実施主体に通知するものとする。
- 5 総合振興局等の長は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

#### 第18 工事の完成等

- 1 事業実施主体は、建設工事が完了したときには補助事業等に係る工事完成届（別記第24号様式）、機械器具の導入が完了したときには機械導入完了報告書（別記第25号様式）に関係書類を添えて、総合振興局等の長に提出するものとする。
- 2 総合振興局等の長は、規則第13条第2項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事

検査要領の制定について)、農政部所管工事検査方法書(昭和46年8月6日付け改一第417号農地開拓部長通達)、北海道請負工事施行成績評定要領(平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」)及び工事施行成績評定基準(平成14年3月27日付け技管第1228号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)を準用してこれを行うものとし、検査結果については補助事業等に係る建設工事完成検査調書(別記第26号様式)で明らかにするものとする。

## 第19 実績の報告

1 事業実施主体は、補助事業が完了したとき(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)には、補助事業等実績報告書(別記第27号様式)(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類及び実施要領に定める事業実績を添えて、総合振興局等の長に提出するものとする。

(1) 事業実績書(別記第3号様式)

(2) 補助金等清算書(別記第28号様式)

(3) 事業清算書(別記第29号様式)

また、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収証書等、補助事業等に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。

なお、事業実施期間中において道の会計年度が終了した場合は、年度終了実績報告書(別記第30号様式)を総合振興局等の長に提出するものとする。

2 事業実施主体は、額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、前項の例により、当該経費を減額して作成した実績報告書を総合振興局長等に対し提出するものとする。

## 第20 補助金の確定額

補助金の確定額は、次のとおりとする。

(1) 第2の1(2)から(5)までの事業の補助金の確定額は実支出額と交付決定額(変更した場合は変更後の交付決定額とする。)とのいずれか低い額とする。

(2) 第2の1(1)及び(5)の事業の補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額と交付決定した補助対象経費(変更した場合は変更後の補助対象経費とする。)の額とのいずれか低い額に補助率を乗じて得た額とし、複数の区分について事業を実施した場合については、それぞれの区分ごとの補助金の確定額を算出したものの合計額とする。

## 第21 額の確定

1 総合振興局等の長は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第31-1号様式で行うものとする。

2 総合振興局等の長は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第31-2号様式で事業実施主体にその超過額の返還を命ずるものとする。

3 総合振興局等の長は、補助金の額を確定したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、補助金交付状況報告書(別記第32号様式)に第19の補助事業等実績報告書及び事業実績を添えて、速やかに農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

4 第19の2により提出を受けた場合も1及び2の例により手続きを行うものとする。

## 第22 帳簿及び書類の備付け

事業実施主体が備えるべき帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）は、事業費等の取扱い第9に定める帳簿等とする。

## 第23 財産の処分

- 1 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、総合振興局等の長に対し事業費等の取扱い第8の3により財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。
  - (1) 不動産及びその従物
  - (2) 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- 2 1の規定は、事業実施主体が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。
- 3 総合振興局等の長は、1の申請に係る承認又は不承認について、別記第33号様式で事業実施主体に通知するものとする。
- 4 総合振興局等の長は、3の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

## 第24 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 総合振興局等の長は、第11及び第16の規定のほか、規則第17条により、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
  - (1) 補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 事業実施主体に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 規則第23条第1項の規定に違反したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局等の長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 総合振興局等の長は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、第14の1(1)に定める様式で事業実施主体に通知するものとする。
- 3 総合振興局等の長は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

## 第25 附帯事務費及び工事雑費

附帯事務費については、事業費等の取扱い第5により取り扱うものとする。

また、工事雑費については、事業費等の取扱い第10の3の(1)のウによるものとする。

## 第26 特例措置

交付指令前着手については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 補助対象事業の着手（機械等の発注を含む。）は、原則として、第6に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、実施要領定める交付決定前着手届を総合振興局等の長に提出するものとする。
- (2) 総合振興局等の長は、(1)により提出を受けた場合は、その必要性を検討の上、農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

## 第27 事業実施の手続

- 1 この要領に定めるもののほか、第1に掲げるものに基づき事業実施主体が手続を行う場合にあっては、「都道府県知事」とあるのを「総合振興局等の長」と読み替えるものとし、事業実施主体は、総合振興局等の長に行う手続については、手続に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
- 2 総合振興局等の長は、1により届出等があった場合は、必要な指導及び調整等を行うとともに、農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告し、必要に応じその指示を受けるものとする。

## 第28 補助事業者等に対する調査等

総合振興局等の長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第23条の2により補助事業者及び事業実施主体等に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

## 第29 補助金の交付等に関する権限の委任

この補助金の交付決定、補助金の額の確定その他補助金の交付に関する知事の権限は、総合振興局等の長に委任するものとする。

附則（平成22年5月27日付け食政第209号）  
この要領は、平成22年5月27日から施行する。

附則（平成23年4月1日付け食政第34号）  
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成24年4月6日付け食政第34号）  
この要領は、平成24年4月6日から施行する。

附則（平成25年5月21日付け技普第216号）  
この要領は、平成25年5月21日から施行する。

附則（平成26年3月25日付け技普第1199号）  
この要領は、平成26年3月25日から施行する。

附則（平成26年5月8日付け技普第186号）  
この要領は、平成26年5月8日から施行する。

附則（平成27年4月9日付け技普第50号）  
この要領は、平成27年4月9日から施行する。

附則（平成28年4月1日付け技普第9号）  
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年4月3日付け技普第21号）  
この要領は、平成29年4月3日から施行する。

- 附則（平成29年10月12日付け技普第732号）
- 1 この要領は、平成29年10月12日から施行し、平成29年10月1日から適用する。
  - 2 1の規定にかかわらず、平成29年度までに実施した事業に関して平成30年3月31日までに  
行われる別表3の2の確認等については、なお、従前の例によることができる。

- 附則（平成30年4月4日付け技普第12号）
- 1 この要領は、平成30年4月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

- 附則（平成31年4月2日付け技普第12号）
- 1 この要領は、平成31年4月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

- 附則（令和2年3月31日付け技普第1176号）
- 1 この要領は、令和2年3月31日から施行する。

- 附則（令和2年4月27日付け技普第112号）
- 1 この要領は、令和2年4月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

- 附則（令和3年6月11日付け技普第555号）
- 1 この要領は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

- 附則（令和4年5月30日付け技普第371号）
- 1 この要領は、令和4年5月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

- 附則（令和5年5月22日付け技普第302号）
- 1 この要領は、令和5年5月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

- 附則（令和6年5月14日付け食政第241号）
- 1 この要領は、令和6年5月14日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則（令和7年5月23日付け食政第250号）

- 1 この要領は、令和7年5月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則（令和8年4月16日付け食政第1573-5号）

- 1 この要領は、令和8年4月7日から施行する。